

事業場排水監視にかかる基準超過事例について(2024年度)

芝原 知弘

Cases of exceeding standards in effluents monitoring (2024)

Tomohiro Shibahara

Key Words : 事業場排水effluents,

はじめに

本県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設(指定地域特定施設を含む)を設置している工場又は事業場(以下、「事業場」という)の排水監視を実施している。2024年度の特定事業場排水監視計画に基づいて当センターに搬入された検体の測定結果について報告する。

方法

「環境庁告示第64号」に規定された方法で測定を行った。日平均排水量50m³未満の事業場についてはpHを、50m³以上の事業場については一般項目(pH、BOD(海域湖沼以外の公共用水域に排出する事業場)、COD、SS)を必ず測定。その他項目については、事業場ごとに異なる。

結果

実施件数は201件(1142成分)、うち基準超過数は5件(5成分)であった。地区ごとの測定結果については表1、基準超過の詳細については表2のとおりである。

1 東部地区

32事業場34件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

2 国東地区

5事業場6件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

3 中部地区

14事業場16件の事業場排水について測定を行い、水産食料品製造業1件(燐含有量)で基準超過であった。

4 由布地区

25事業場31件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

5 南部地区

10事業場16件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

6 豊肥地区

27事業場31件の事業場排水について測定を行い、飲料製造業1件(SS)で基準超過であった。

7 西部地区

33事業場34件の事業場排水について測定を行い、旅館業2件(SS、pH)で基準超過であった。

8 北部地区

24事業場29件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

9 高田地区

4事業場4件の事業場排水について測定を行い、保存食料品製造業1件(SS)で基準超過であった。

表1

	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計	
事業場数	32	5	14	25	10	27	33	24	4	174	
実施件数	34	6	16	31	16	31	34	29	4	201	
実施成分数	水素イオン濃度(25°C)	34	6	16	31	16	31	34	29	4	201
	生物化学的酸素要求量(BOD)						32			32	
	化学的酸素要求量(COD)	30	5	16	30	16	30	32	24	4	187
	浮遊物質量	30	5	16	30	16	30	32	24	4	187
	窒素含有量	30	5	16	30	15	27	32	24	4	183
	燐含有量	30	5	16	30	15	27	32	24	4	183
	カドミウム及びその化合物			1			4	3	4		12
	シアン化合物			1				2	1		4
	有機燐化合物									0	
	鉛及びその化合物			1			4	3	8		16
	六価クロム化合物		1	1	1			3	4		10
	砒素及びその化合物			1		3	4	1	1		10
	水銀及びアルキル水銀				1			1	1		4
	その他の水銀化合物										
	アルキル水銀化合物									0	
	ポリ塩化ビフェニル									0	
	トリクロロエチレン			1				2		3	
	テトラクロロエチレン			1				2		3	
	ジクロロメタン			1				4		5	
	四塩化炭素			1				1	3		5
	1, 2-ジクロロエタン	1		1						2	
	1, 1-ジクロロエチレン									0	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン									0	
	1, 1, 1-トリクロロエタン				1			1	3		5
	1, 1, 2-トリクロロエタン									0	
	1, 3-ジクロロプロパン									0	
	チウラム				1			1	2		4
	シマジン									0	
	チオベンガルブ									0	
	ベンゼン			1				1		2	
	セレン及びその化合物				1					1	
	ほう素及びその化合物	1	1	1					2		5
	ふつ素及びその化合物	2		1					6		9
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物				4		16	12	12		44
	1, 4-ジオキサン									0	
	銅含有量			1			3	1	3		8
	亜鉛含有量			1			3	3	3		10
	溶解鉄含有量			1			3	1			5
	溶解マンガン含有量							1			1
	クロム含有量(T-Cr)							1			1
	合計	158	29	103	152	81	183	229	187	20	1142
基準超過数					1		1	2		1	5

表2

特定施設の種類		項目	測定結果 (基準)	規定
豊肥	10 飲料製造業	SS	69 mg/L (45 mg/L)	上乗せ排水基準
西部	66の3 旅館業	SS	370 mg/L (200 mg/L)	一律排水基準
高田	4 保存食料品製造業	SS	47 mg/L (45 mg/L)	上乗せ排水基準
西部	66の3 旅館業	pH	5.6 (5.8-8.6)	一律排水基準
中部	3 水産食料品製造業	燐含有量	20 mg/L (16 mg/L)	一律排水基準